

## 図書紹介

宮寺晃夫 編

## 『再検討 教育機会の平等』

飯田 浩之\*

理念は長きにわたり「理念」であり続けるうちに、あまりに当然のこととして問われることなく人口に膾炙されることとなる。そのうちに現実を批判・主導する力を失って、ただの“飾り言葉”に墮していく。そして、現実理念による統制から離れ、野放図な展開を見せていく。そればかりか、現実を容認する新たな理念が台頭し、現実を主導する。

「教育機会の平等」という理念が果たして“飾り言葉”にまで成り果てているかどうかは別として、本書では、「そうなるまい」と、理念の鍛え直しが行われている。「そうなるまい」とする理由の一つは、指摘されるどころの社会の格差の拡大である。「教育機会の平等」は、社会の格差を解消するためのものであった。それが果たせぬままに、社会の格差が拡大する。そればかりか教育が格差を助長するものとして位置している。「教育機会の平等」という理念の力は、かくも失われてしまったのか。理念の力に対する危機感が、「そうなるまい」とする意志を生み出している。いま一つは、自由化、個性化、多様化といった今日の社会の趨勢である。この流れからみれば「教育機会の平等」は、それが統制、画一、同化を暗示するだけに、時代の流れに乗り遅れたものに見えてくる。「教育機会の平等」は、既に時代遅れのものとなったのか。理念が、社会の趨勢にそぐわなくなっているのではないかという危機感が、「そうなるまい」とする意志となり、理念の鍛え直しをさせている。

鍛え直しのための方法は、「平等の理由」を問うことである。「平等の正当性」を論理的、かつ、現実の教育状況に即して探求することである。「理由」も「正当性」も、人々の納得の上に成り立つものであるとするならば、「平等」についての議論を巻き起こすことで、それを紡ぎだすことである。

本書には、このような編集の意図・方法が記された序論と、編者を含む11名の

---

\*筑波大学人間系

著者による論稿が収められている。そして各論稿で著者たちが、それぞれ専門とする立場から、「教育機会の平等」について論じている。

手短に各論稿を紹介しよう。まず、第Ⅰ部「市場社会と教育機会」には、職種の間継承性についての社会学研究を行ってきた自身の経験を踏まえて、「不平等」について議論するためには、自身もそれを生み出す一人であったり、それへの介入に関わる一人であったりする意味で「当事者性」を帯びていることを自覚する必要があること、それゆえ、不平等の是正は、結局は社会の大多数の成員が受入れ可能な価値観に基づくほかない、とする論稿（第1章）、経済学の視点から、教育を「占有可能な財」としてその分配のあり方を問うなかで、教育という財の取引が本質的に「信用取引」にならざるを得ないことを指摘し、その信用確保の道筋に平等確保の方策を探った論稿（第2章）、変容しつつある学校から仕事への移行期に「非正規雇用」という新たな不平等が生じていることを明らかにし、それに対抗するための社会政策や教育政策を提言した論稿（第3章）が収められている。

「Ⅱ. 教育の実践と改革」には、特殊教育の歴史的な流れを追いつつ、教育機会の平等が、別学・分離教育を正当化する論理にもなり得る危険を指摘し、であればこそ、「共生・共育」の理念を補助とし、平等を「どの子ども地域の学校へ」行くことの文脈で考える必要のあることを指摘した論稿（第4章）、教育社会学をベースにした研究において、ともすると分析的な立場から格差を助長するものとされてきた個別化・個性化教育が、現場の実践とその理論に接合させてみると、そのなかに、子どもと学校との関係を極限において確保する平等が見えてくるとした論稿（第5章）、中国社会においても種々の不平等現象が発生しており「教育機会の平等」が課題化していること、そしてその課題は、「平等」を「効率」「競争」「選択」と協調させることについての人々の認識を、どのように一致させるかという問題につながっていることを指摘した論稿（第6章）が収録されている。

「Ⅲ. 人権と民主主義への問い」に収録されているのは、以下の3編である。在日外国人の子どもを受け入れている公立学校および外国人学校の現状と課題、さらにはそうした子どもたちの不就学の問題を整理し、問題解決の視点を提示した論稿（第7章）、アメリカ合衆国における黒人の教育機会の要求を奴隷制時代にまで遡って概観し、「教育機会の平等」が実現されてきた過程を人種統合の観点から検討すると同時に、居住地の選択など「私的な選択」の結果として生ずる人種的

不均衡について、それを是正する政策の是非を取り上げ、これを「非」とする「カラブラインド」論に対して、この論を理想としつつも現実には「カラーコンシャス」な取組みが必要であるとした論稿（第8章）、1980年代以降のアメリカ合衆国における「教育機会の平等」をめぐる議論を踏まえ、その議論が教育の最低基準の設定に関わる「充分性」の議論につながっていることを指摘し、その議論の延長線上で、平等についての議論と熟議民主主義、さらには熟議に参加し得る市民性の獲得を目指すシティズンシップ教育についての議論を接合させた論稿（第9章）である。

「Ⅳ. 平等原理の再定位」と題する本書の最後のパートには、一つには、M・ヤングの提示した「メリトクラシー」の概念を吟味するなかで、「メリトクラシー」とは言うものの現実には能力による選抜は曖昧で不確定であり、そこには恣意的な権力が介在することを指摘し、そうであればこそ、その曖昧さ、不確定さのなかに、選抜に漏れた者には選抜された者に対して何かを求める資格があるのではないか、といった形で、平等の議論や平等のための制度変更の地平が開かれる可能性があるとした論稿（第10章）が収録されている。さらに、「教育機会の平等」の発案者コールマンの論に立ち返りながら、親の学校選択に代表される差異化・個人化の動きを牽制し得る信憑性のある「平等主義」－機会の平等それ自体が価値であり、それゆえに多くの人が受け入れざるを得ない平等主義－を「義務論的平等主義」として提示し、さらにはそこから論理的に導出されるものとして「親たちの連帯義務」を提示した論稿（第11章）が収録されている。

各論稿は、当然ながら、このような短い紹介に尽きるものではない。また、このように短く紹介してしまっただけでは内実を損なう恐れがあるほどに豊かである。それだけに、本書は、全体として、何か、まとまった結論を提示しているような書ではない。「平等の理由」を問い、「平等の正当性」を説いているものの、そこに正解は示されていない。その代わりに強く伝わってくるのは、「議論の余地あり」というメッセージである。

「平等」を「ならずこと」とするならば、「ならず」ためには、一定の力が必要である。ならされて失う側と、ならして得る側の関係がそこに介在する。その点で、「平等」は、「力関係」に関わる事象、言い換えれば社会的・政治的なイシューである。であればこそ、それは社会的・政治的な議論を必要とする。「平等の理念」は、常に、人々に開かれている必要がある。そうした社会的・政治的な議

論に私たちは、皆、十全に関わっていけるのか。関わるだけの力を持ち合わせているのか。「ならず」と言うけれど、ならして失う側も、ならされて得る側にも、共に、奪われることのない何ものかがあるはずだ。共に奪わないし、奪われないものとして、「個」を越え価値づけ合う何ものかがあるに違いない。それは何であるのか。

そもそも、私たちは、ならされて失う側にもなれば、ならして得る側にもなり得る存在である。その点で平等は、他人事ではない。私たちは、当事者として平等の議論を引き受ける立場にある。引き受けないことには、事は進まない。平等を理念とするのであれば、引き受ける義務を負っている。その義務は、どこから導きだされるものなのか。

共に当事者として「ならずこと」を引き受け、「ならずこと」について議論していくためには、議論を成り立たせる土台も必要である。じっくりと、腰を落ち着け、事に臨めるだけの信頼が不可欠である。「個」を越える信頼の地平、連帯の絆を、どう確保できるのか。

何よりも「教育」にかかわる「平等」である。「教育」が次世代への継承、次世代の創出に関わる以上、越えるのは「個」だけではない。「世代」を越えることも求められる。「ならずこと」をめぐる議論は、時間を越えて拡大する。どのようにその議論を展開するのか。

紹介する私の力に余る幅広い内容の書である。読み解けてないところも、多々、残っている。上記の論点も的を射たものであるか、皆目、自信はない。しかし、「議論の余地あり」。先に続く議論に誘い込まれて読了した。本書は、教育機会の平等をめぐる議論への誘いである。あるいは議論し続けるほかないであろう「平等の理由」探求の入口である。本書に誘われて、「教育機会の平等」の議論が様々に展開し、それが“飾り言葉”ではない生きた理念として再生することが期待される。また、そうなることを確信する。